

地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

地域水産物供給基盤整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合 (%)
伊是名村	伊 是 名	100,000,000	5,640,000	10.00 0
	伊是名村負担対象	56,400,000	5,640,000	
	伊是名村負担対象外	43,600,000	0	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。